

申請に対する処分

処分名	公民館の使用料還付申請に対する許可
根拠法令	奄美市公民館条例第10条及び奄美市公民館条例 施行規則第8条
所管課	教育委員会事務局生涯学習課

1 審査基準

申請を行うことができる者

公民館を利用しようとして許可を受け、使用料を納付した者

申請の方法

公民館利用料還付申請書を館長に提出する。

使用料還付の要件

ア 利用者の責に帰することができない理由により利用不能となったとき。

イ 利用者が利用の変更又は取消しを申し出て教育委員会が認めたとき。

2 標準処理時間

即日